

## ■相談支援事業所って？



平成27年4月から、放課後等デイサービスなどを利用される場合、「サービス等利用計画」の作成が必須となりました。



「サービス等利用計画」とは、ご本人やご家族の意向に合わせて適切なサービスの組み合わせを検討した総合的な支援計画のことです。

この「サービス等利用計画」を作成するのが、相談支援事業所の役割です。

ご本人やご家族のニーズにそって、利用できるサービスをご紹介します。



また、関連する人々との情報共有をスムーズにできるようサポートいたします。

## ■費用については？

「サービス等利用計画」の作成やご相談については、原則で本人とご家族に負担していただく費用はありません。

お問い合わせなどありましたら、ご相談ください。

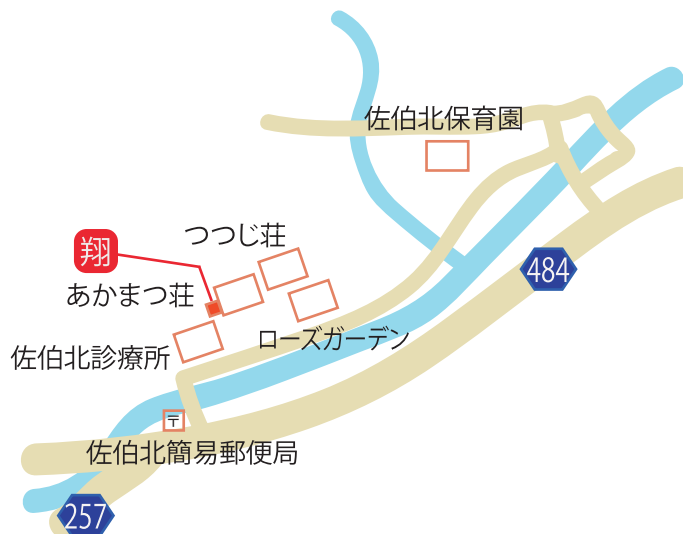


## ■お問い合わせ・ご相談先は？



- 所在地 岡山県 赤磐市 塩木10-1  
あかまつ荘内 〒701-2432
- 電話 086-956-2125
- メール takeyari.soudan@gmail.com
  
- 開所日 月曜日～金曜日  
(祝日、年末年始を除く)
- 開所時間 16:00～18:00
- 電話受付可能時間 9:00～18:00

お気軽にご相談ください



## こども相談支援事業所

しょう  
翔



～生活や学習に困り感のあるお子様とご家族が  
地域で安心してサービスを受けられるために～



社会福祉法人 江原恵明会

## ■何を相談するの？

どんなサービスがあるのかわからない。



サービスを使いたいけど、どうしたらいいの？

就学後のことが不安。

サービス等利用計画って？



子どものことで悩んでいるけど、どこに相談すればいいの？



相談支援専門員が不安や悩み事をおうかがいし、対応いたします。お気軽にご相談ください。

## ■ご利用の流れは？



### STEP1 問い合わせ

まずは当事業所にお気軽にお問い合わせください。

電話 086-956-2125

メール takeyari.soudan@gmail.com

### STEP2 届出

赤磐市に「計画相談支援依頼届出書」を提出してください。

### STEP3 連絡

当事業所からお電話し、面談の日を決めます。

### STEP4 計画案作成

契約をして、おうかがいをしたお話を元に、「サービス等利用計画案」を作成します。

### STEP5 決定

支給決定の受給者証がご自宅に届きます。

### STEP6 会議

サービス担当者会議に出席していただき、支援方針と内容を決定します。

### STEP7 計画書作成

当事業所が「サービス等利用計画」を作成し、赤磐市へ提出します。

### STEP8 契約・利用

サービス提携事業所と契約して、サービスの利用を開始してください。

### STEP9 利用状況の確認

3ヵ月または6ヵ月後に、サービス利用状況の確認を行います。

様式第18号(第17条関係)  
計画相談支援・障害児相談支援依頼(変更)届出書

赤磐市長 様  
次のとおり届け出します。

届出年月日 年 月 日

申請者	フリガナ 氏名	印	生年月日 年 月 日
	居住地	電話番号 ( ) 年 月 日	
	申請に係る 児童氏名	性別	生年月日 年 月 日

計画相談支援・障害児相談支援を依頼した指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所名

フリガナ 事業所名	電話番号
住所	電話番号

指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所を変更する理由(変更の場合に記載)

変更年月日 年 月 日



記入の方法等、ご不明のことがありましたら、遠慮なく当事業所までご連絡ください。

(依頼先の事業所に予め、「翔(しょう)」を記載していただくと良いかと思ひます)

サービス等利用計画(障害児支援)利用計画書

計画書作成(作成者氏名)	作成者職名	作成者所属	作成者連絡先
計画書作成(作成者氏名)	作成者職名	作成者所属	作成者連絡先
計画書作成(作成者氏名)	作成者職名	作成者所属	作成者連絡先

利用者及びその家族の意向に対する意向や、支援の方針、サービスの内容が書かれています。



利用者及びその家族の生活に対する意向や、支援の方針、サービスの内容が書かれています。